國學院大學学術情報リポジトリ

神社年中行事の形成背景：節日神事を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 聡子, Suzuki, Satoko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000671

神社年中行事の形成背景
—節日神事を中心に—

鈴木聡子

はじめに

神社で行われる神事（祭祀）・行事はいつから、誰によって、どのような経緯で年中行事として形成されたのであろうか。この疑問について、個別神社や個別行事に関する研究はみられるものの、神社年中行事を巨視的に比較検討した上での見解は必ずしも明確に示されているわけではない。これは、神社が全国に多数存在し、その歴史的背景もそれぞれ異なり、何よりも神社年中行事を探ることのできる史料に限りがあることから、網羅的に見る作業が非常に困難である点に、原因の一つがあるといえる。

神社年中行事に関する史料は、平安時代以降にみられるようになるが、なかでも朝廷との関係の深い二十二社や、国衙と関わりのある諸国の一宮等に関する中世史料が比較的多く残されている。(1) 本稿では、特に二十二社の上位社で、臨時祭や神社行幸など、天皇から格別の崇敬を受け、都近辺に鎮座するという点で一定の類似性を見る石清水社、賀茂別雷神社、春日社などを対象に、平安時代から中世までの神社年中行事の様相を比較検討することで、その形成背景の一端を明らかにしていくこと

を目的とする。

第一章　神社年中行事の構成と問題点

中世の神社年中行事について、史料をもとに抽出すると[2]、主に由緒に関わる神事や、氏族が奉斎する神を共同で祀る氏神祭祀、節日神事、農耕に関わる祭祀、仏教法会などで構成されているといえる[3]（表1「主な神社年中行事一覧」参照）。

そもそも、古代の神社における恒例の祭祀とは氏神祭祀が中心であり、互いに氏人としての地位を確認する場であった。この古代の神社の恒例祭祀について、岡田荘司氏は古代から中世への国家祭祀制度の変遷を解明するなかで、平安時代に入る頃より、従来の律令祭祀制とは異なる性格の祭祀制が形成されていくことに着目している[4]。岡田氏は、称徳朝の春日祭をはじめ平安時代にかけて天皇の外祖父母の氏神や、王城鎮護の神など、特定の神を祀る神社の恒例祭祀（賀茂祭・松尾祭・石清水放生会など）が、国家の内延機関および天皇近臣の関与する公的な祭祀（公祭）に位置づけられていった経緯を詳細に示した。

仏教法会については、主に上島享氏[5]や嵯峨井建氏[6]らによって研究が進められ、境内において仏教法会が行われる神社の状況を中世的神社と位置づけ、古代の神社との性格の差異が指摘されている。特に上島氏は、十一世紀から十二世紀初期にかけて社会構造の変化によって新たな宗教秩序が構築される中世社会の形成期と位置づけて注目している。そして、承平・天慶の乱を契機として神祇秩序が整備され、十世紀末に確立する天皇と関係の深い二十一社を対象として十一世紀以降、社頭で臨時の仏事が執行されるようになり、新たな神仏習合が展開することを指摘した。さらに十一世紀末から十二世紀初期には神職と社僧からなる神社組織が形成され、仏教法会の恒例化、そして境内への読経所や経蔵、仏塔といった仏教施設の設置など、中世的神社形成の実態について、両氏が明らかにしている。こうした神仏習合の展開に天皇や院、摂関家による推進があったことを示した点は重要な指摘といえる。

一方で、この他に神社年中行事を構成している恒例神事の形成に関しては、前述のように比較検討を試みる研究がほとんど進んでいない。そのなかで、中世において天皇から貴族・武士・百姓にいたるまで階層ごとに同一日に同一内容で、そして重層的に実施される行事を取り上げ、民衆統合儀礼として機能していたことを指摘した井原今朝男氏の研究が見られる[7]。特に神社の節日神事（井原氏の論では「五節供」と位置付ける）に触れ、

表１　主な神社年中行事一覧

	賀茂別雷神社	石清水社	松尾社	春日社
1・1	御とびらきの御神事（御戸開き・白散）	朝拝・御節	御戸開	御節供（1日～8日）・御神事（旬御供）
1・1～7		修正		
1・2		御節	御こわ物・日供供進	
1・3		御節	御こわ物・日供供進	
1・7	七日御神事(白馬)	御節（七種若菜奉備）	御こわ物日供奉・白馬	
1・11				御神事
1・14	御棚御神事			
1・15	粥杖御神事	御節（御粥奉備）・踏歌	御こわもの・御粥供進	御節供
1・16	ぶしやのゆみの御神事			
1・19		心経会		
1・21				御神事・社頭一切経転読
1・23		西御前比咩大神御国忌		
1・初卯	卯杖の御神事			
1・子	ねんとうの御神事			
1・晦日			心経会	
2・1			御石塔神事	御神事
2・6		仲哀天皇御国忌		
2・申				恒例二季御祭
2・11				御神事
2・15		応神天皇御国忌	踏歌御菓子供	
2・21				御神事
2・初酉			祈年神事	
2・卯		御神楽神事		
2・吉日	とけ（土解）の御まつり			
3・1				御神事
3・2			三月三日御神事（正禰宜調進御供）	
3・3	三月三日御神事（松もちゐ・草もちゐ・桃花）	御節（供桃花・修仁王講）	三月三日御神事（正祝調進御供）	御節供

	賀茂別雷神社	石清水社	松尾社	春日社
3・11				御神事
3・21				御神事
3・第2卯			御輿迎神事	
3・中午		臨時祭		
3・晦日		卒塔婆会		
4・1	きぶねの御神事	更衣御節		御神事
4・3		御節		
4・8		灌仏・御節		
4・9				恒例二季御神楽
4・9-13				恒例二季御八講
4・11				御神事
4・17		神功皇后御国忌		
4・21				御神事
4・初未			四月祭礼御神事	
4・初申			四月祭礼御神事	
4・初酉			四月祭礼御神事	
4・中午	御祭（御禊）・みあれの次第			
4・中酉	御まつり			
4・中戌	かえりあそび			
4・吉日	うゑの御まつり			
5・1	御馬番の御神事			御神事
5・4	菖蒲の御神事		菖蒲神事（正禰宜調進御供）	
5・5	五日御神事（菖蒲供進・競馬）	御節（菖蒲供進・騎射・競馬）	菖蒲神事（正祝調進御供）	御節供
5・11				御神事
5・21				御神事
5月中			胡瓜御料	
6・1				御神事
6・11				御神事
6・21				御神事・春季御供備進
6・30	みなづき御神事	御祓御節		
6月吉日	御手代神事(社務・禰宜方)		御田代御神事	
7・1				御神事
7・7	七日の御神事（むぎ供進）	御節（索餅供進）	七日神事（むぎ奉備・むしはらい）	御節供

	賀茂別雷神社	石清水社	松尾社	春日社
7・11				御神事
7・15		盂蘭盆講・安居		御節供
7・21				御神事
7月中	御手代神事(祝方)		春上神事（十四日以前に行う）	
8・1				御神事
8・11				御神事
8・15		放生会		
8・16		御倉納		
8・21				御神事
9・1			一日御神事	御神事
9・4-8				恒例二季御八講
9・8	うちとり（内取）		九日会神事（正禰宜調進御供）	
9・9	九日きくの御神事・相撲十番	御節（供菊花）	九日会神事（正祝調進御供・相撲・神輿御出）	御節供　相撲・舞楽
9・11				御神事
9月・16-17				若宮御祭
9・21				御神事
9・24				春日読経
9・晦日		卒塔婆会		
9・吉日			六節神事	
10・1		更衣御節	御石塔神事	御神事
10・5			御石塔神事	
10・11				御神事
10・16			御油神事	
10・21				御神事
10・22	一切経会			
11・1	きぶねの御神事			御神事
11・8-9				恒例二季御祭
11・11				御神事
11・上卯		御節・御神楽		
11・中寅	御さうじ（掃除）の御神事		十一月御神楽神事（正禰宜調進御供）	
11・中卯	さうしやうゑ（相嘗会）神事		十一月御神楽神事（正祝調進御供）	
11・中辰	なうらひ（直会）の御神事		十一月御神楽神事（直会）	

	賀茂別雷神社	石清水社	松尾社	春日社
11・21				御神事
12・1				御神事
12・11				御神事
12・20ごろ	御三十講			
12・21				御神事
12・29	少つごもり御神事			
12・30	御とうの御神事			
12・吉日		臨時御供	御庚申神事	

主に農村における百姓層が属する荘園鎮守社や村落寺社の年中行事史料をもとに、領主と農民が支配・被支配を越えて在地における社会的共同秩序を再確認する行事であると考察した。本稿で対象とするような神社については、天皇・貴族との関係を有する権門寺社と位置付けて、百姓層が属する階層と区別している。このような階層ごとの節日神事の実施を通して「こうした民衆統合システムの上に天皇の儀礼が存在していたからこそ、天皇が儀礼王としての権威をもちえた」と指摘している。

しかし、井原氏の研究では、同一日に行われる年中行事について、社会統合機能の観点からの指摘にとどまっているため、それらが形成される歴史的背景や神事と社会との動態的な関係が見えなくなってしまうことが問題点として浮かび上がる。

そして、なぜその神事を神社において恒例化する必要があったのか、という形成過程の本質的な部分が明確にされていないという問題点も未だ残されていることが見えてくる。

表1からは、節日神事が神社年中行事のなかで多くの割合を占めていることが確認できる。そして、第二章で示すが、宮中節会に類似した次第を行っている例が見えることが特徴の一つといえる。

例えば、松尾社の九月九日の節日神事について『東寺百合文

書』嘉禄三年（一二二七）九月六日の官宣旨案に「当社第一之大神事也」として重視していることがうかがえるように、神社年中行事のなかでも特定の節日神事が重視されていたことが看取できる。対象神社を通して、なぜ節日神事を神社年中行事として形成したのか、その背景をさらに考察したい。

第二章　節日神事の内容構成と特徴

節日神事と御供

そもそも節日とは、雑令諸節日条に「正月一日、七日、十六日、三月三日、五月五日、七月七日、十一月大嘗日皆為二節日一」とあるように国家行事を行う日として規定されていた。嵯峨天皇の弘仁十二年（八二一）に初めて勅選された儀式書『内裏式』には、元正会、七日会式、十六日踏歌式、上卯日献御杖式、五月五日観馬射式、七月七日相撲式、九月九日菊花宴式、十一月新嘗会式など、ほぼ雑令節日条にそった日にちに儀式が載せられており、平安時代初期を中心に宮廷の儀式が整備され、季節の節目に天皇が豊楽院、紫宸殿、武徳殿などに出御し、群臣に宴を賜る節会が行われた。節会は、節日に天皇と官人が一堂に会して毎年行われた饗宴で、天皇と官人を結びつける機能を果たした儀礼として古代において重視されていた。[8]

神社における節日に視点を戻すと、表1で示したように、節日（主に正月元日、正月七日、正月十五日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日）の日に神事が行われていることが共通して見える。

この節日に執り行われる神事内容の構成要素を分析していくと、二つの構成要素からなっていることが特徴といえる。まず、神事の中核が御供として季節の植物や食物を神前に奉ることである点が共通して見えることがあげられる。

神事次第について、具体的に賀茂別雷神社を例として『賀茂別雷神社嘉元年中行事』正月元日条・三月三日条・五月五日条・七月七日条をもとに見ていくと、大要は以下の通りである。

- 祝が御前（本殿）御戸の鑰を開け、御戸開きをする。
- 御内の中（本殿の内部）に社務（神主）が入り、御料（御供）を献ずる事を担当するが、社務に渡るまで禰宜方と祝方がともに分担して御供を伝供して奉る。
- 祝詞舎で社務が祝詞を奏上する。
- 御料を徹し、祝が御錠をして御戸を閉める。
- 神前での神事の後、本殿から場所を移り、神職達による

直会・饗膳が行われる。

この次第の主な要素は、全神職が結集して①神前にて節日の御料（御供）を奉る、②祝詞を奏上する、③神前での神事の後に場所を移して神職達による直会・供食がなされることであり、表1で示した石清水社、松尾社、春日社においても同様の要素が節日神事の次第として行われていることがうかがえる。[9]

この次第を節日に繰り返し行うことで、節日神事が神職の組織と役割分担、序列の再確認と神職組織の強化および秩序作りの機能を果たしていたと考えられる。[10]

この節日の御供を奉る神事の創始については、康和三年（一一〇三）に始まったとする春日社の例が確認できる。[11] 藤原氏の氏神社である春日社は、氏長者が神社の祭祀を創始する権能を持っており、基本的に春日社年中行事の恒例祭祀の創始に全て関与しているため、当時の摂関家氏長者である藤原忠実によって創始されたものと見ることができる。[12]

この他、賀茂別雷神社の節日神事の創始年代について、神職組織の序列と神事の内容が深く結びついていることを考えると、神職組織化と神領形成による経済基盤の安定化がなされた十一世紀後半から十二世紀頃に神職達によって形成されたと推測できる。[13]

宮中節会との類似性

二つ目の特徴として、平安時代初期に宮中で行われていた節会に類似した行事が神社の節日に行われていることがあげられる。各神社で統一的に実施されていたわけではないが、一月七日に白馬、一月十五日に踏歌、五月五日に騎射・競馬（走馬）、九月九日に相撲が社頭にて行われていたことが表1から看取できる。

このうち、石清水社の五月五日の神事のなかで、騎射・競馬の場面をみると、宮中の五月五日節会に由来する所役が登場するが、これらの担い手は神職をはじめとする神社の関係者が務めており、神社側が宮中節会と関係する見立ての所役を担うなど、五月五日節会と疑似的に対応する形を作り出していた。[14] 大治二年（一一二七）五月五日に石清水社の別当の関係者が見立ての役を務めていたことが最も早い例としてみられ、[15] 少なくともこの時期までには神社の行事として形成されていたことがうかがえる。

また、『賀茂別雷神社嘉元年中行事』から賀茂別雷神社の白馬神事、競馬神事と相撲神事の次第内容をみると、[16] 宮中節会で

の次第内容と類似しているものの、神事は神職が中心となって執り行っており、朝廷の直接的な関与が無いことが特徴といえる。また、明確な創始年代については不明であるものの、五月五日神事に関しては、十一世紀後期以降に進む荘園寄進によって自立した経済基盤が整っていく過程で神職達によって創始されたと考えられる。[17]

春日社においては、九月九日に相撲や舞楽を行っていることが社家日記から確認できる。[18] また、『中臣祐賢記』文永九年（一二七二）九月一日条によると、この年の二月に後嵯峨院が崩御し諒闇であるため九日の神事をどのような形式で行うか神職達が相談しながら慎重に執り行う様子が見られる。この際、前例の有無を探し、二条院が崩御した永万元年（一一六五）と後堀河院が崩御した天福二年（一二三四）の九月九日神事の例をもとに検討をしていることから、この神事は少なくとも永万元年には行われていたと考えられる。[19]

このように、宮中節会と類似する神事が十一世紀後半・十二世紀以降に形成されていく傾向が見られ、また、神事斎行自体も宮中（天皇）を意識して執り行っているという特徴なども垣間見られる。

第三章　節日神事の形成の背景について

では、なぜ十一世紀後半・十二世紀頃に神社で、特に宮中節会の要素に類似する神事が形成される傾向にあったのであろうか。形成の背景を考えるにあたり、節日神事と同時代に創始された他の年中行事についても見ておきたい。

御国忌　石清水社

『宮寺幷極楽寺恒例仏神事惣次第』では、年中行事を「勅節十箇度」「御国忌四箇度」「餘節十箇度」の三つに区分している。このなかで「御国忌四箇度」は、祭神に関わる崩御日を御国忌として年中行事化したもので、比咩大神御国忌（正月二十三日）・仲哀天皇御国忌（二月六日）・応神天皇御国忌（二月十五日）・神功皇后御国忌（四月十七日）からなる。『年中用抄』によると、第二十代別当清成の時に比咩大神、仲哀天皇、応神天皇の御国忌が、第二十一代別当清秀の時の延久三年（一〇七一）に神功皇后の御国忌が、それぞれ創始されていることがみえる。両別当は、十一世紀中後期にその職にあり、[20] 明確な創始年代は示されないものがあるものの、この頃に御国忌が形成されたことが

理解できる。

そもそも「国忌」とは、皇祖・先皇・母后などの命日を対象とした国家的な忌日のことで、天武天皇の一周忌が持統天皇元年（六八七）九月九日に実施されたことが[21]初例とされ、これ以降、忌日には追善の国忌斎会が行われていた。また、大宝二年（七〇二）には天智天皇と天武天皇の忌日を廃務として天皇が政務を行わないことが定められ[22]、朝廷での国忌の制度が形成されていった。

石清水社の国忌について、一見、このような朝廷行事に由来するようにみえる。しかし、天智天皇以前の天皇の忌日については国家で整備がなされていないことから、石清水社が独自に作り上げたものといえる。この点について横井靖仁氏は、石清水社での国忌を設けることで祭神と皇祖霊の一体化を図ることを神社側が意図したこと、行事内容が懺法と護国経典の講会を組み合わせた構成となっており、国家の守護神としての性格がより強化されたことなどを指摘している[23]。

十一世紀中後期、石清水社側が朝廷の国忌に准じるような形で祭神の国忌を神社独自に創始し、年中行事化したことがうかがえるのである。

御神事（旬御供）春日社

次に春日社の御神事（旬御供）について着目したい。表1で示したように安貞三年（一二二九）の『安貞三年所謂寛喜元年恒例臨時御神事日記』に毎月一日、十一日、二十一日に「御神事」として行われ、神前に御供を供える様子がうかがえる[24]。

文永十二年（一二七五）に若宮神主が記した『中臣祐賢春日御社縁起注進文』によると、保安二年（一一二一）に「関白殿下毎月三旬御供始被レ奉二備進一之」とあり、当時の摂関家氏長者藤原忠通によって創始した旨が見える。さらに近世期の社家が記した史料となるが、『濫觴記』によると、創始については保安二年に摂関家氏長者の藤原忠通の時に、父である忠実の意向で始まったとする。この旬御供の創始について荒井清志氏は[25]、忠実の御願によって保安二年九月二十一日の創始した日のみに金屋殿官人（神祇官人）が神事に奉仕していることに触れ[26]、本来、春日社一社で行われる神事であるのに神祇官人が奉仕したことは、神祇官で行われていた旬御供を確実に春日社に受容させるために官人が派遣され、旬御供にのみ用いる祭器具（八足机。打敷、丸盆）もこの時に宮中からもたらされたと指摘する[27]。

春日社の旬御供は、十二世紀初期に宮中より受容されたもの

であることから、朝廷と直接的な繋がりのある祭祀といえるものの、朝廷により形成されたのではなく、神社側である氏長者が主体となり創始されたことが特徴といえる。

以上、簡単ではあるが、十一世紀中後期から十二世紀に年中行事として創始された石清水社の御国忌と、春日社の御神事（旬御供）をみてきた。いずれも神社側の働きかけによって、宮中で行われていた行事に倣うかたちで形成された歴史の一端がうかがえる。

神社の年中行事観と時代背景

次に、宮中行事に準ずるような内容が神社で創始される背景は何に求めることが出来るのだろうか。

このことについて、今回対象とした神社の歴史的背景をみていくと、平安時代以降、律令祭祀制から次第に公祭や名神奉幣、十六社・二十二社制、神社臨時祭の恒例化などに代表される、特定の神社に対する天皇の信仰や内廷との関係に基づく新たな国家祭祀（平安祭祀制）が展開していったことに深く関わっていることがわかる。

特に注目できるのは、平安祭祀制のなかで、天皇自身の意志に基づく「御願」祭祀として、天皇が祭使とともに社頭近辺の御在所へ行き、そこからは祭使が赴き神前で天皇の御願を伝える最も丁重な作法による神社行幸が成立したことである。[28]

神社行幸は、朱雀天皇の例が最も早く、承平・天慶の乱平定の報賽として行われた石清水臨時祭の二日後、天慶五年（九四二）四月に初めて賀茂行幸が行われた。[29] また天元二年（九七九）円融天皇の宿願で、三月二十七日に石清水臨時祭に重ねて石清水行幸が始められた。[30] 円融朝では石清水社・賀茂社・平野社の行幸が、一条朝にはさらに春日社・大原野社・松尾社・北野社、後三条朝からは日吉社・稲荷社・祇園社が加わり十社行幸が定められ、即位後の代始儀式の一環として定例化していく。[31] さらに白河天皇の時に隆盛し、特に石清水・賀茂社行幸に関しては承保三年（一〇七六）に両社へ毎年行幸を行うことを定めた。[32] また、白河天皇は院になると、自らの信仰的営みにより霊験のある社を自由に選び祈願をする神社御幸の例を開く。天皇の時のような制約はなく、直接神前まで詣でることができ、自らの系統に繋がる皇位継承など上皇個人の皇統を護持するための祈願が中心となった。[33]

石清水社・賀茂別雷神社・春日社などは、まさに、天皇や院の御願祭祀の中心的な神社として位置づけられ、特に賀茂別雷

神社と春日社は氏族が共同で祀る氏神祭祀の場から、天皇・院を中心とする秩序を守護する神社として性格を持つことになったのである。

そして、この神社行幸や御幸に際して、天皇や院は、神社に対して土地を寄進したり、社司の加設、加階をして、神社の経済基盤の安定化と神職の組織化に影響を与え、それまでの時代の神社とは違う、自立的な体制をもつ神社の誕生の大きな契機となった[34]。

ところが、この十一世紀末から十二世紀にかけての時期は、天皇・院・摂関家らによって、境内での仏教法会の執行や、仏教施設の設置など、神社の神仏習合化が進められた時代であった。これは、自立的な体制を構築しつつあった神社にとって、逆に仏教とは一線を画した神社という自覚を促したとしても不思議ではなく、新たな恒例神事を形成する一つの動機となったと考えられる[35]。

これらのことが、節会や旬御供、御国忌など、宮中で天皇が中心となり実施してきた儀礼・行事を積極的に取り入れた、宮中とのつながりを指向する行事の成立する素地となったと考えられる。

おわりに

ここまで神社年中行事を構成する恒例神事・行事の形成について、大枠ではあるが、二十二社の上位社を対象に比較検討し、その背景を考察した。

本稿では主に節日神事に着目してみたが、十一世紀後半から十二世紀にかけて宮中節会に類似する内容の神事が創始され、実際には神職をはじめとする神社関係者が務めるにもかかわらず、宮中の節会に由来する所役が設けられた石清水社の例に見るように、宮中（天皇）を意識し、つながりを演出するような形で神事を執り行っていることが特徴として見られた。また、それが節日神事だけでなかったことは、同時期に創始された石清水社の御国忌や春日社の旬御供の例から、明らかである。

すなわち、この時代に新たに生れた神社年中行事は、各神社が主体となって作られたものでありながら、宮中で行われていた行事に倣う形で形成されたことが見えてきた。

このうち、神社が主体となっての年中行事の形成ということについては、経済基盤の確立や神職組織の整備による神社の体制の強化、そして天皇・院・摂関家による神社への神仏習合化

を受けた神社の神祇祭祀の場としての自覚の高まりのあったことを、背景として指摘することができる。

そして、何と言っても、この時期に展開する神社行幸・御幸による神社への格別な崇敬があったことを、宮中行事に倣う形をとったことの背景として挙げることができる。すなわち、天皇・院について、「御願」の対象となり、直接的な結びつきが生まれ、天皇・院を中心とする秩序を守護する神社としての神威の高まりの中で、宮中で行われて来た行事の形が、新たな行事に積極的に取り入れられたことが考えられる。

注

（1）拙稿「神社年中行事研究の現状とその意義について」（『國學院大學研究会推進機構日本文化研究所年報』第十号、國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所、平成二十九年）

（2）用いた神社年中行事史料は以下にしめす。

・石清水社―寛元二年（一二四四）に別当法印輝清が記した『宮寺極楽寺恒例佛神事惣次第』（『石清水八幡宮史料叢書四　年中神事・服忌・社参』石清水八幡宮社務所、昭和四十八年）

・賀茂別雷神社―嘉元年間（一三〇三～一三〇六）頃に神主賀茂経久が記した『賀茂別雷神社嘉元年中行事』（『日本祭礼行事集成』第三巻、平凡社、昭和四十五年）。賀茂別雷神社の年中行事を知る上で最も古い史料。

・春日社―安貞三年（一二二九）に若宮神主の中臣祐定が記した『安貞三年所謂寛喜元年恒例臨時御神事日記』（『春日社日記』一、春日大社社務所、昭和三十二年）ただし、九月九日の相撲・舞楽の記載については、建治元年（一二七五）『中臣祐賢記』の史料（『春日社日記』二、春日大社社務所、昭和三十二年）を用いて補った。

・松尾社―永和二年（一三七六）の『松尾社年中神事次第』（社蔵文書一〇七五号『松尾大社史料集　文書編三』吉川弘文館、昭和五十七年）

（3）拙稿「神社年中行事における基礎的考察」（『國學院大學大学院紀要―文学研究科―』第三十八輯、國學院大學大学院、平成十九年）

（4）岡田荘司「平安前期　神社祭祀の公祭化」（『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、平成六年初出：昭和六十一年）

（5）上島享「第三章　中世宗教支配秩序の形成」（『日本宗教社会の形成と王権』名古屋大学出版会、平成二十二年）

（6）嵯峨井建『神仏習合の歴史と儀礼空間』思文閣出版、平成二十五年）

（7）井原今朝男「中世の五節供と天皇制」『日本中世の国政と家政』校倉書房、平成十一年、初出：平成三年）

（8）山中裕『平安朝の年中行事』塙書房、昭和四十七年）、古瀬奈津子「律令国家権力の変質と儀式」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第七十四集　国立歴史博物館、平成九年）、大日方克己『古代国家と年中行事』講談社学術文庫、平成二十年）

（9）例えば石清水社『宮寺幷極楽寺恒例佛神事次第』正月元日条、松尾社の『松尾年中神事次第』五月五日条をみると、同様の構造をしている。また、春日社は、中世・近世の年中行事史料からは、直会饗膳に関して確認ができないが、それ以外の構成要素はほぼ同様の構造となっている。

（10）拙稿「神社年中行事における基礎的考察」（『國學院大學大学院紀要―

文学研究科―』第三十八輯、國學院大學大学院、平成十九年）

（11）寛文三年（一六六三）に社家の今西祐舎らが撰進した『濫觴記』に「節供御神供始　人皇七十三代堀河院御宇三年幸巳九月九日始而備進之」とある。

（12）拙稿「中世春日社年中行事の成立過程と藤原摂関家―節日行事を中心に―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、國學院大學伝統文化リサーチセンター、平成二十一年三月）

（13）拙稿「神社年中行事の形成と意義―賀茂別雷神社と春日社を事例に―」（『神道宗教』第二六三号、神道宗教学会、令和三年刊行予定）

（14）拙稿「国家節会から神社年中行事へ―五月五日行事を事例として―」（『神道宗教』第二四六号、神道宗教学会、平成二十九年）

（15）『宮寺　五月五日神事競馬流鏑馬事』の「雑例」のなかで「別当官弟子勤仕少将代例　付用又代官事　大治二年五月五日、甲午、法印光清弟子、糸輿若弟五郎」とみえ、騎射神事のなかで少将代を務めた人物が確認できる最も早い例である。

五月五日神事で登場する少将代は、宮中の五月五日節会の騎射の担い手であった近衛府の官人、近衛少将に見立てたものと考えられる。

（16）『賀茂別雷神社嘉元年中行事』正月七日条、五月一日条、五月五日条、九月八日条・九日条

（17）拙稿　前掲注十三・十四

（18）『中臣祐賢記』文永二年（一二六五）九月九日条・建治元年（一二七五）九月九日条、など

（19）拙稿「神社年中行事の成立過程と宮中行事に関する一考察―相撲行事を事例として―」（『文部科学省　私立大学学術高度化推進事業オープン・リサーチ・センター整備事業　成果論集　モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践』平成二十四年）

（20）『石清水皇年代記』上によれば、康平五年（一〇六二）四月二十七日に清成が別当職を清秀に譲り、検校となったことが見られる。（『石清水八幡宮史』史料第四輯、祠官編、続群書類従完成会、平成六年、初出：昭和九年）

（21）『日本書紀』持統天皇元年（六八七）九月九日条

（22）『続日本紀』大宝二年（七〇二）十二月二日条

（23）横井靖仁「石清水八幡宮と中世初期の王権」（『年中行事・神事・仏事』遠藤基郎編、竹林舎、平成二十五年）

（24）建久四年（一一九三）の『中臣祐明記』では「旬御供」と呼ばれている。

（25）荒井清志「春日社の旬御供（旬祭）について」（『第六章　春日大社の式年造替』図録『特別展　春日大社　千年の至宝』、ＮＨＫ、ＮＨＫプロモーション、読売新聞社、平成二十九年）

（26）『中臣祐賢記』文永十年（一二七三）五月一日条に引かれる同年三月付の「南郷神人等重陳状」に「就中、依知足院殿御願、保安二年九月二十一日」とあり、また、「御幣・散米等、金屋殿官人各着襷褌、令参仕社壇（以下略）」として、藤原忠実（知足院殿）の御願によって始まり、この日は官人が仕えて奉仕していることが見える。荒井氏は、前掲注25のなかで、この官人を神祇官人と指摘している。

（27）延宝八年（一六八〇）の注進文の写しとされる『春日社年中行事』の正月元日条によれば、旬御供を奉る次第が記されているがこの神事にしか用いない「八足机」、「打敷」などの祭器具が記されている。

（28）岡田荘司「第二編　第七章　神社行幸の成立」（『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、平成六年　初出：平成三年）

（29）『本朝世紀』天慶五年四月二十九日条

（30）『日本紀略』天元二年三月二十七日条、

（31）岡田荘司　前掲注28

（32）『扶桑略記』承保三年三月四日条

（33）岡田荘司　前掲注28

（34）三橋正「第二編第三章神主　第二節中世的「神社神主」の形成」（『日本古代神祇制度の形成と展開』法蔵館、平成二十二年）

（35）賀茂別雷社と春日社の事例を拙稿　前掲注13で示した。